

「原発輸」

日立製作所は1月、英国での原結を発表した。三菱重工業もトルを断念する方向で、原発輸出案件政府が成長戦略の柱の一つに据え出は総崩れとなり、安倍政権に

●経産省と蜜月の日立、損失3,000億

「もう限界だ」。日立の中西宏会長は記者会見で、現状では英がビジネスとして成り立たない。同社はこれを受け、2019年3月3,000億円の損失を計上する。それが「限界」という言葉を使ったの「釈明」とも受け取れる。とい経産省と連携しながら、英国への推進してきており、同省との「奮っていたからだ。

国の支援を受ける東京電力の会村隆前会長。また、日立は社外取元事務次官を迎える一方、経産省

●首相側近が主導

今井氏は経産省で資源エネルギー庁次長を務めるなどエネルギー政策に精通している。野田佳彦内閣は福島第一原発事故後の2012年6月、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を決めたが、当時エネルギー次長だった今井氏が野田首相（当時）らを説得した結果。その後、今井氏は再登板した安倍首相の首席秘書官に就任した。安倍首相は13年に2回、トルコを訪問してエルドアン大統領（当時）と会談、トップセールスで原発受注を決めたが、現地で詰めの交渉に当たったのも他な

◆このカードに、「税金クイズ」の解答をお書きください。また、下記のアンケートのほか、実務上の疑問等についてもお書きください。

■「税金クイズ」（ 月号）の答え

■アンケート（ 年 月号）

◎今月号の記事でよかったもの

◎ご意見・ご希望がございましたらお書きください。また、実務上の疑問や、WEBセミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたら、ご自由にお書きください。

■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。
 【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。
 【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。
 【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。
 【開示等の求めに依る手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。
 【個人情報相談窓口】
 株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課
 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時
 【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員



影響は多方面に及んでいるだけ、処理を誤れば、夏の参院選を控えた安倍首相への批判が一気に強まり、政権の体力が奪われていくことになる。



イラスト/ひぐちにちほ



美味しいお酒の法と政策

～これからの日本のワインを考える～

第12回・ワインと税金 ～モンマルトルとワインの非課税～

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

お酒と税金の話は話題に事欠かない。たとえば、『ビール税20年戦争』がある。これはビールメーカーと国税当局の間で行われてきた発泡酒・第3のビールをめぐる20年の攻防戦であり、酒税は“ビールの味”まで変えてしまう恐ろしい法律である。

また、酒税は“街のあり方”までも変えてしまう。旅行者は、パリに行くとモンマルトルの丘を訪れることであろう。このモンマルトルは、1860年にその一部がパリに併合されて現在に至るが、もともとはパリから独立した一つの村であった。パリに併合される前のモンマルトルには、当然パリの税金はかからなかったのが、実はワインについて非課税であった。そして、ワインが非課税であるが故に、モンマルトルに多くの酒場が集まり、さらには歓楽街へと変貌していったのである。ギャンゲット（Guinguette ガンゲットともいう。）は、市門のすぐ外側にある安酒場のことで、ワインが安く飲める大衆的なキャバレーのことである。モンマルトルの南端には、レ・ポルシュロンとラ・ヌーヴェル・フランスといったギャンゲットが林立していた。このように酒税は、“街のあり方”までも変えてしまうのである。



日本でも2002年の小泉内閣時代には、構造改革特別区ができ、いわゆる「ワイン特区」が制定された。この特区の認定を受けた地区は、2018年3月31日現在、どぶろく特区等も含める

と229地区にもおよび、小規模ワイナリーの設立とともに街の活性化に役立っており、“街のあり方”を変えている。

写真は、ル・クロ・モンマルトルと呼ばれるモンマルトルに唯一残るブドウ畑である。このブドウ畑の広さは1550㎡あり、現在ではパリ市が管理している。なお、ここで収穫されたブドウから作られるワインについては、残念ながら、現在では通常の酒税が課税される。

フランスでは、ワインに係る Excise Duty（いま、便宜上これを「酒税」と呼ぶ。）の税率は、①スティールワイン（通常非発泡性ワイン）については、3.78ユーロ/ヘクトリットル（hl=100l）+アルコール飲料について20%の付加価値税（TVA=taxe sur la valeur ajoutée）が課税され、②スパークリングワイン（発泡性ワイン）については、9.35ユーロ/hl+20%のTVAがかかる。ちなみに、現在のわが国のワインに対する酒税は、スティールワインとスパークリングワインの区別がなく80,000円/klである。なお、2020年からは90,000円/klとなり、これに消費税10%（改正後）が加算される。

なお、フランスのヘクトリットルという見慣れない単位であるが、ヘクトは、ギリシャ語に由来し「百」を意味する。気圧でヘクトパスカルという用語が1992年12月から使われており、TVの天気予報などで耳慣れているはずである。そこで、この単位にそろえて比較すると、わが国の酒税は8,000円/hlとなる。1ユーロを仮に130円とすると、上記①が491円/hl、②が1,215円/hlとなり、日本と比べるとフランスのワインにかかる酒税は格段に低いことが分かる。